

函館市保育料特別徴収取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第22条の規定による児童手当からの保育料（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第2項の規定により徴収する費用、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第4項の規定により徴収する費用および函館市つづじ保育園条例（昭和34年函館市条例第10号）第4条第3項の規定による保育料をいう。以下同じ。）の徴収（以下「特別徴収」という。）の取扱いに關し、必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 特別徴収の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 法第7条の認定を受けた者で保育料を支払うべき扶養義務者であるもの
 - (2) 保育料について未納に係る催告を受けたにもかかわらず当該保育料を納付しない者のうち、当該催告に係る指定期限までに納付の意思を示さないもの
- 2 前項の規定にかかわらず、保育料を納付しないことについてやむを得ない事情があると認めるとときは、特別徴収を行わないことができる。

(特別徴収の方法により徴収する保育料)

第3条 特別徴収の方法により徴収する保育料は、毎年6月から翌年3月までの月分の保育料のうち、特別徴収の対象となる児童手当の支払期月以降の月分のものとする。

(特別徴収の方法により徴収する保育料の額)

第4条 特別徴収の方法により徴収する保育料の額は、当該保育料に係る児童に係る児童手当の額の範囲内で市長が決定するものとする。

(通知)

第5条 法第22条第2項の規定による通知は、特別徴収に係る児童手

当の支給日前までに別記様式の通知書によりしなければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

年　月　日

様

函館市長

印

保育料特別徴収決定通知書

児童手当法第22条の規定により、下記のとおり保育料を特別徴収の方法により徴収することと決定したので通知します。

記

1 特別徴収対象者（保育料支払義務者）

住 所

氏 名

2 特別徴収の対象となる児童手当

支払期月 _____ 年 _____ 月 支給分

児童の氏名 _____ 分

3 特別徴収の方法により徴収する保育料の額

年　月 分から　月 分の保育料

_____ 円

不服の申立ておよび取消しの訴え

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求することができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。